

平成 24 年 4 月 26 日

各 位

会社名 京セラ株式会社
代表者 取締役社長 久芳 徹夫
(コード番号 6971 東証・大証 第1部)
問合せ先 取締役 執行役員常務 青木 昭一
(TEL (075) 604-3500)

定款一部変更に関するお知らせ

本日開催の当社取締役会において、平成 24 年 6 月 27 日開催予定の第 58 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

(1) 事業内容の多角化及び今後の事業展開に備え、事業目的を追加するものであります(変更案第 2 条第 13 号)。

また、これに伴い、号数の繰り下げを行うものであります(変更案第 2 条第 14 号以下)。

(2) 監査体制の強化のため、監査役の員数の上限を変更するものであります(変更案第 28 条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 27 日(水曜日)

定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 27 日(水曜日)

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) 特殊磁器およびこれを応用した各種製品の製造、販売ならびに研究</p> <p>(2) 単結晶材料およびこれを応用した各種製品の製造、販売ならびに研究</p> <p>(3) 複合材料の製造、販売ならびに研究</p> <p>(4) 特殊プラスチックの製造、販売ならびに研究</p> <p>(5) 電子用測定器の製造、販売ならびに研究</p> <p>(6) 電子機器、電気機器およびその部品の製造、販売ならびに研究</p> <p>(7) 自動車用部品の製造、販売ならびに研究</p> <p>(8) 貴金属、貴石、半貴石およびこれを応用した各種製品の製造、販売ならびに研究</p> <p>(9) 衣服、身辺装飾品、室内装飾品、室外装飾品およびインテリア用品の製造、販売ならびに研究</p> <p>(10) 健康食品の卸および小売業</p> <p>(11) 医療用材料および機器の製造、販売ならびに研究</p> <p>(12) 太陽エネルギーを利用した機器の製造、販売ならびに研究</p> <p><新設></p> | <p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p> <p>(8)</p> <p>(9)</p> <p>(10)</p> <p>(11)</p> <p>(12)</p> <p>(13) <u>発電所の建設および販売ならびに発電事業およびその管理運営</u></p> <p style="text-align: center;">（現行どおり）</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(13) 光学機械機器、精密機械機器およびその部分品の製造、販売ならびに研究</p> <p>(14) 事務機械機器、産業用機械機器およびその部分品の製造、販売ならびに研究</p> <p>(15) 写真用感光材料の製造、販売ならびに研究</p> <p>(16) 土木・建築・電気・管工事の設計、監理および請負</p> <p>(17) 不動産の売買、賃貸、管理およびそれらの仲介</p> <p>(18) スポーツ・レクリエーション・医療等に関する施設、ホテル、レストランの賃貸、管理および経営ならびに旅行斡旋業</p> <p>(19) 自動車運送取扱事業および倉庫業</p> <p>(20) 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務ならびに総合リース業、ファクタリング業および金融業</p> <p>(21) 各種プラントおよびその技術の売買</p> <p>(22) コンピュータに関するソフトウェアの開発ならびに販売</p> <p>(23) 前各号に付帯する特許権その他の工業所有権およびノウハウの販売等による処分、購入等による取得およびその仲介</p> <p>(24) 前各号の輸出入に関する業務</p> <p>(25) 前各号に関連付帯する一切の商行為</p> | <p>(14)</p> <p>(15)</p> <p>(16)</p> <p>(17)</p> <p>(18)</p> <p>(19)</p> <p>(20)</p> <p>(21)</p> <p>(22)</p> <p>(23)</p> <p>(24)</p> <p>(25)</p> <p>(26)</p> <p>(現行(13)～(25)どおり)</p> |
| <p>第 28 条（監査役の員数） 当会社の監査役は、<u>5</u>名以内とする。</p> | <p>第 28 条（監査役の員数） 当会社の監査役は、<u>6</u>名以内とする。</p> |

以上